

【政策金利の据え置き】

台湾経済はAIなど新興技術による輸出拡大や消費回復で2025年も高成長を維持、2026年も堅調成長が見込まれます。インフレ率は低下傾向が続く中、中央銀行は政策金利を据え置き、金融・物価の安定を重視する姿勢を維持しました。不動産融資や為替についても、過度な変動を抑制しつつ、市場の健全化を図る方針です。

【総合所得税申告の免税額等の変更】

2026年5月の総合所得税申告から適用される免税額等について、次のように変更されます。免税額は、1人当たり10.1万台湾ドル（70歳以上は15.15万台湾ドル）に引き上げられます。標準控除額は、単身者が13.6万台湾ドル、配偶者あり世帯が27.2万台湾ドルへとそれぞれ増額されます。また、給与所得控除および障害者特別控除は22.7万台湾ドルに引き上げられ、長期介護特別控除も1人当たり18万台湾ドルとなり、約35万世帯が減税の恩恵を受けることとなります。

【電気自動車の貨物税・車両登録税の免除延長】

立法院は、電気自動車（EV）の貨物税および車両登録税の免除を2030年末まで延長する改正案を可決しました。貨物税については、1台あたり課税価格140万台湾ドルまでが対象となります。これらの免税措置による国庫への影響額は、累計で約381億台湾ドルに上る見込みです。政府は、本措置を通じてEVの購入を促進し、環境の改善と国民の生活水準の向上を図るとしています。

【会社法・商業登記法改正】

立法院は12月9日、会社法および商業登記法の改正案を可決しました（会社法第387条の1を新設し、第449条を改正、商業登記法第9条の1を新設し、第37条を改正）。これにより、会社および事業者は設立登記申請後、政府機関等が実施する労働権益講習への参加が義務付けられます。講習参加の有無は中央主管機関のウェブサイト上で公表され、透明性が確保されます。本制度は、雇用主の労働法令理解を促進し、労働者の権益保護および企業の法令違反リスク低減を目的としています。施行日は2026年6月26日です。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)
台北市松山區敦化北路167號11樓C室 宏國大樓
電話: +886-2-2717-0318
担当: 坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。